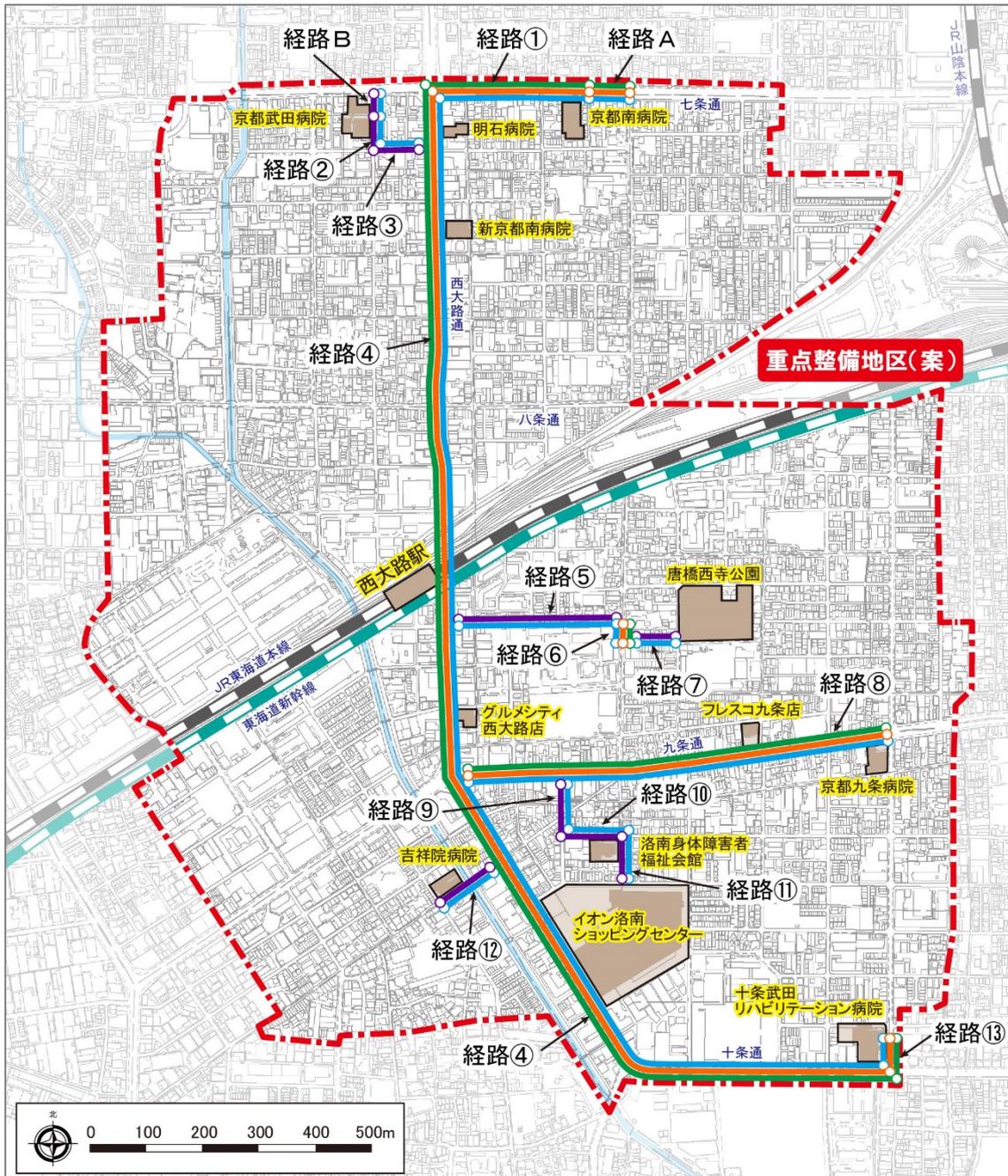


道路特定事業計画の方針（案）

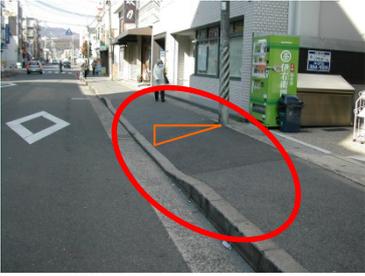
○西大路地区における道路特定事業計画の方針



凡 例		
	重点整備地区	 対策A
	生活関連施設	 対策B
		 対策C
		 対策D

目標年次

	経 路	目標年次	備 考
道路特定事業	生活関連経路 ①～⑬ その他経路 A, B	平成 32 年度	
その他の取組	生活関連経路以外の道路	継続的取組	

対 策	改良前	改良後	生活関連 経 路
対策A 横断歩道接続部の段差・勾配の改良 視覚障害者誘導用ブロックの設置及び改良			① ④ ⑥ ⑧ ⑬ A
			
対策B 歩道の横断勾配の改良 歩道の拡幅及び電柱移設の検討			① ④ ⑥ ⑧ ⑬ A
			
対策C 歩行空間の明確化及び電柱移設の検討			②, ③ ⑤, ⑦ ⑨, ⑩ ⑪, ⑫ B
対策D グレーチングの改良			①, ② ③, ④ ⑤, ⑥ ⑦, ⑧ ⑨, ⑩ ⑪, ⑫ ⑬, A B

○その他の取組

・生活関連経路以外の道路のバリアフリー化

「生活関連経路」以外の京都市が管理する道路についても、「重点整備地区」の内外を問わず、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努めます。

・安全・快適な歩行空間の確保

放置自転車の対策については、「京都・新自転車計画」に基づき、自転車の適正な利用を促進するため、引き続き啓発や放置自転車の撤去に取り組むとともに、地元の取組などと協力・連携を図りながら進めます。また、駅周辺の放置自転車対策については、鉄道事業者の協力を求めながら取組を進めていきます。さらに、看板・商品等の歩道などへのはみ出しについては、地元・商店街などと協力・連携を図りながら取組を進めます。